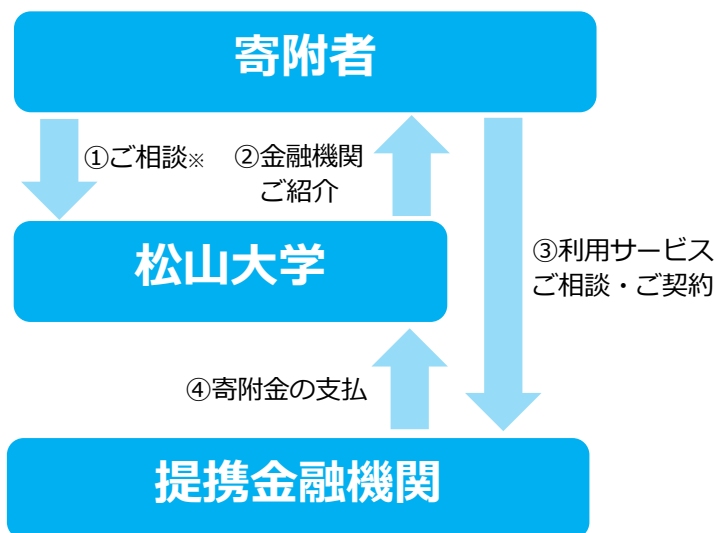


遺贈寄附のご案内

本法人では「遺産を松山大学のために役立てたい」といったことをお考えの方々からのご厚意を本学の教育・研究の発展に活用させていただくため、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行及び三井住友信託銀行株式会社と協定を締結しており、円滑な遺産の寄附を可能としています。

●遺贈寄附の仕組み



個人が遺言や信託を活用することによって遺産の全部または一部を寄附頂くことができます。

遺産を寄附する旨の遺言や信託をご準備いただくことで、寄附者の方がお亡くなりになった後、提携金融機関による遺産のスムーズな引渡しが可能となります。

※提携金融機関の商品・サービスの利用には所定の手数料がかかります。詳細は下記の提携金融機関までお問い合わせください。

※ご相談については、提携金融機関に直接ご連絡いただくことも可能です。

●提携金融機関と提供サービス

金融機関	伊予銀行	愛媛銀行	三井住友信託銀行
提供サービス	・遺言代用信託 ・遺言書作成コンサル ・遺言信託 (※1)	・遺言代用信託 (※2) ・遺言信託 (※1)	・遺言信託
お問合せ先	☎089-907-1062 (法人コンサルティング部・ またはお取引店)	☎089-933-8371 (お客様サービス部・ またはお取引店)	☎089-932-2213 (松山支店)

(※1) 伊予銀行と愛媛銀行は三井住友信託銀行の信託代理店として取扱い（媒介）致します。

(※2) 愛媛銀行はオリックス銀行の信託代理店として取扱い（媒介）致します。

・個別の商品に関しては各金融機関までお問合せください。

●松山大学お問合せ先

☎089-926-7971（企画広報課）